



# JAL不当解雇撤回ニュース

No128号 2012.325.  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## 忌避申立てで最高裁に特別抗告

### JAL 契約制 CA 雇い止め撤回裁判

3月6日: 青柳馨裁判長の「忌避」を申し立て



3月14日: 「忌避申立」を棄却



3月19日: 最高裁へ特別抗告



JAL 不当解雇撤回原告団も「149 番目の原告」として、活動を共にしている、契約制 CA 雇い止め裁判に大きな動きがありました。1 審の不当判決の後、高裁に控訴していましたが、2012 年 3 月 6 日の控訴審第 2 回口頭弁論において、青柳裁判長他 2 名の裁判官は強権的な態度に終始。原告は「裁判の公正」が妨げられていると判断し、3 名の裁判官の「忌避」を申し立てました。

「忌避申立」を審理した東京高裁第 20 民事部は、申立の却下を 3 月 14 日に決定、3 月 19 日に原告は最高裁に特別抗告しました。

## JAL 契約制 CA 雇い止め撤回裁判の経過

●原告は 2008 年 5 月、日本航空の契約制客室乗務員として入社し約 2 年間乗務していたが、2010 年 4 月 30 日一方的に雇い止めにされる。

●原告は上司である被告管理職から乗務前後、長い時には 3 時間以上に及び面談を受け、退職強要を受けた。

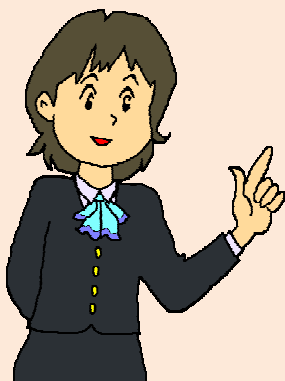
●原告は「雇い止めが無効であること」「管理職による退職強要や人格を誹謗する言動等は人格権を侵害に当たる」として 2010 年 7 月 26 日東京地裁に提訴。

●一審では判決間際に突然裁判官が交代。新たに担当となった裁判官は、証人尋問を行うことなく書面だけで、担当してからわずか 15 日後に不当な判決を出しました。

### 【不当判決の内容】

・被告管理職の退職強要の一部を違法と認め 20 万円の慰謝料を求めましたが、雇い止めの撤回は認めませんでした。

●原告は 1 月 11 日に東京高裁に控訴。東京高裁第 20 民事部にて控訴審が始まり、3 月 6 日の第 2 回目の控訴審で裁判官の忌避申立に至りました。



# 青柳裁判長の横暴な訴訟指揮に対し 傍聴者は「抗議の陳述書」



## パイロットの陳述書より

- \* 控訴審では重要な事実が改めて再検証されるべきで、それらを裏付ける重要な証人採用は公正な審議を進める上で必要不可欠だと思います。
- \*ところが、青柳裁判長は代理人の発言を遮り制止し、一部の証人採用しか認めないという強引な職権行使をされ、「公正な裁判」にはなり得ないという危惧を感じました。
- \*「忌避」申立てにより、貴裁判所におかれましては、申立てを十分に検討され、先入観や偏見をなくし、公正な判断が出来るよう、法と証拠に基づいて審議を進めていただきたいと思います。

## 当面の運動について

この間、私たちは忌避理由書とともに、3月6日の裁判傍聴者より、青柳裁判長の一方的で不公正な訴訟指揮に対し、抗議の陳述書を提出してきました。また、高裁での公正な裁判を求める団体署名348件、個人がはき2649枚(3月6日時点)も裁判所に提出してきました。

引き続き公正な裁判を求める「個人ハガキ」を実施するとともに青柳裁判長他2名の裁判官への抗議文を提出していきます。また、青柳裁判長の横暴な訴訟指揮に抗議し、当面の間、連日地裁前宣伝行動を実施します。

## 元客室乗務員の陳述書より

- \*冒頭の証拠原本の確認時点から、青柳裁判長の原告側代理人に対する対応は極めて威圧的でした。顔を紅潮させ感情的に代理人の意見をことごとく退ける対応を見て大変驚くと同時に、この裁判長の下でこの裁判は真摯に審議され公正・公平な判決が得られるのか大きな疑問を持ちました。
- \*私はこれまでいくつかの裁判を傍聴してまいりましたが、青柳裁判長の訴訟指揮ほど他の意見を受け入れようとしない威圧的な裁判長を見たことがありません。
- \*現在、司法は市民の理解を得るために裁判員裁判の制度が実施されています。しかし今回の、青柳裁判長の公正性を疑わせるような感情的な対応は、市民の裁判に対する信頼を大きく裏切るものです。

## 客室乗務員の陳述書より

- \*事前に原告側代理人が申請していた「進行協議」は採用してもらえず、その代わり3月6日の口頭弁論は時間を取って証人の採否を決めるという前提で開廷されたはずでした。
- \*しかし開廷直後、被告側から証拠として出された「成績考課の原本」を、青柳裁判長はよく調べもせず、原告側代理人が改ざん箇所を指摘すると「いちいちやっていたらいい」という驚くべき発言をしました。
- \*この改ざん箇所は「ほぼ標準レベルに達していた」との記載を「標準レベルに達しておらず」と改ざんした重要な箇所であり、おざなりに判断すべき内容ではありませんでした。その他にも原本上の数か所の指摘を途中で遮り中止させました。傍聴席は青柳裁判長の強権的な対応に唾然とした雰囲気になりました。
- \*日本国憲法が想定する司法の在り方は「全ての国民を平等・対等の地位に置き、中立な立場の裁判官が公正かつ透明なルールに基づいて判断を示す」ことです。
- \*憲法76条では「全ての裁判官はその良心に従い独立してその職務を行い、この憲法および法律のみ拘束される」と規定しています。3人の裁判官は忌避されて当然であると思います。

**早期全面解決! 早期職場復帰! 安全で明るいJALを!**